

長野大学後援会ガイドブック 2026



CONTENTS

1. 2026（令和8）年度 後援会の主な年間行事	2
2. 2026（令和8）年度 学年歴および各行事日程表	3
3. 後援会事業と会費の活用	4
4. 後援会事業	5
5. 表彰制度	6
6. 経済支援制度	6
7. 学生の4年間を支える後援会	7
8. 学生保険の加入	8
9. 事務窓口について	10
10. 令和8（2026）年度 後援会役員名簿	11
11. 長野大学後援会 会則	12

1 2026（令和8）年度 後援会の主な年間行事

日 程	内 容
令和8年4月24日(金) (4月17日に会計監査を実施)	評議委員会
令和8年6月1日(月)～6月5日(金)	定期総会(書面会議)
令和8年9月12日(土)	教職員保護者懇談会(オンライン) 【対象学部】地域経営学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部、共創情報科学部
令和8年9月13日(日)	教職員保護者懇談会(オンライン) 【対象学部】社会福祉学部、大学院

2 2026（令和8）年度 学年歴および各行事日程表

2026	日	月	火	水	木	金	土	
4月				1	2	3	4	4/3 入学式
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30			4/29 水曜授業

	日	月	火	水	木	金	土	
10月					1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	10/12 月曜授業
	11	12	13	14	15	16	17	10/16 午後休講
	18	19	20	21	22	23	24	10/17-18 大学祭
	25	26	27	28	29	30	31	10/19 午前休講、午後金曜授業

	日	月	火	水	木	金	土	
5月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
	31							

	日	月	火	水	木	金	土	
11月	1	2	3	4	5	6	7	11/1 開学記念日
	8	9	10	11	12	13	14	11/3 火曜授業
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	11/23 月曜授業
	29	30						11/25 キャンパスミーティング

	日	月	火	水	木	金	土	
6月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	6/24 キャンパスミーティング
	28	29	30					

	日	月	火	水	木	金	土	
12月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			12/28～1/6 冬季休業

	日	月	火	水	木	金	土	
7月				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	7/20 月曜授業
	26	27	28	29	30	31		7/30～8/5 定期試験

2027	日	月	火	水	木	金	土	
1月						1	2	12/28～1/6 冬季休業
	3	4	5	6	7	8	9	1/7 月曜授業
	10	11	12	13	14	15	16	1/15～17 入構禁止
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	1/29 卒論報告会
	31							

	日	月	火	水	木	金	土	
8月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	7/30～8/5 定期試験
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	8/17～28 集中講義
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						

	日	月	火	水	木	金	土	
2月		1	2	3	4	5	6	2/1～2/5 定期試験
	7	8	9	10	11	12	13	2/8 T/Jゼミ報告会
	14	15	16	17	18	19	20	2/9 教職報告会
	21	22	23	24	25	26	27	
	28							

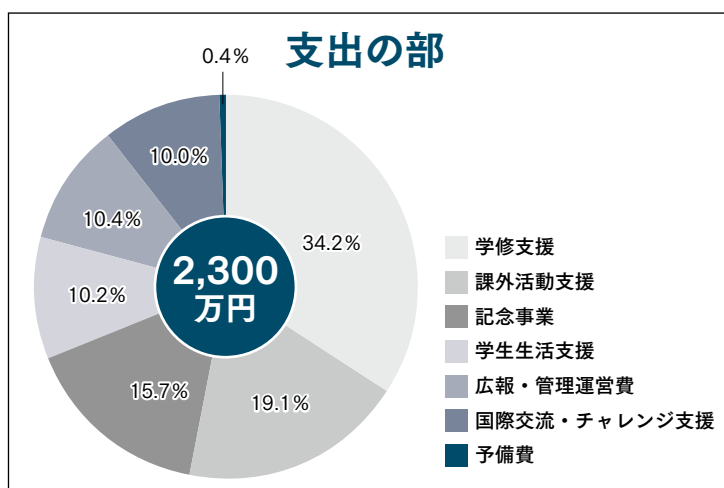
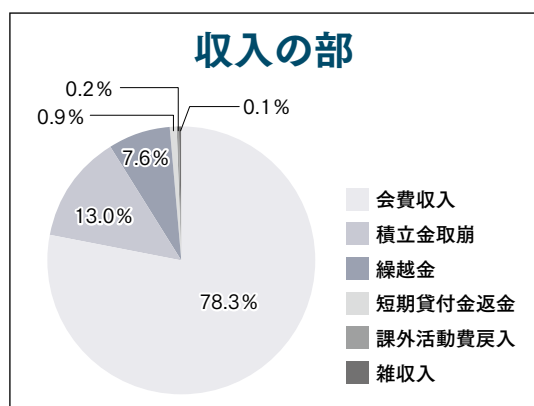
	日	月	火	水	木	金	土	
9月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	9/10 卒業式
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30				

	日	月	火	水	木	金	土	
3月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	3/18 卒業式
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				

3 後援会事業と会費の活用

会員の皆様からお預かりした会費は、学生の学修支援、課外活動支援、福利厚生 of 充実など、学生生活を支える様々な事業に活用されています。

2026(令和8)年度予算額 2,300万円



支出の内訳

分野	主な内容
学修支援	奨学金や教育備品の充実など、学生の学びを支えています。
課外活動支援	課外活動にかかる物品購入費用や大会参加費用の補助、大学祭運営の支援を通じて、学生の自主的な活動を応援しています。
記念事業	入学から卒業までの節目を記念する事業を実施しています。
学生生活支援	学食補助や学生保険への加入など、安心して学生生活を送るための環境を整えています。
広報・管理運営費	会報の発行や会議運営など、後援会活動の円滑な運営を支えています。
国際交流・チャレンジ支援	海外派遣留学や夢チャレンジ制度など、学生の新たな挑戦や成長を後押ししています。

※収支予算についての詳細は令和8年度定期総会の資料をご覧ください。



4 後援会事業

後援会では、会員の皆様からお預かりした会費を活用し、学生の学修、学生生活、課外活動、国際交流などを支援しています。

後援会の主な事業

2026(令和8)年度の主な事業計画は以下のとおりです。

■ 学修支援	
教育環境整備事業	図書寄贈、教育環境を充実させるための物品寄贈
資格取得奨学金事業	資格を取得した学生に、資格等に応じて奨学金を給付
奨学金事業	経済的に困窮している学生を対象として年間授業料半額相当を奨学金として給付
特待生事業	優秀な成績を修めた学生に対して奨学金を給付
■ 課外活動支援	
サークル活動支援事業	物品やユニフォーム購入、大会参加費、登録料、交通費等を補助
大学祭補助事業	りんどう祭運営資金の一部補助
表彰事業	サークル活動などの課外活動で成果を挙げた個人・団体の表彰
■ 学生生活支援	
新入生 スタートアップ事業	新入生に対し、学生生活スタートブック(学生生活ガイド)の発行
学生福利厚生事業	学食補助、学生保険(学研災・学研賠)の加入
短期貸付金事業	一時的な生活費の困窮者を対象とした貸付制度(1回10万円を上限)
■ 国際交流・チャレンジ支援	
海外留学支援	海外留学をする学生へ奨励金の支給
夢チャレンジ制度	夢チャレンジ制度の対象者に対し、1組20万円を上限として支給
就職活動支援事業	就職活動に係る経済的負担軽減のため、就職活動にかかった費用の一部補助。
■ 記念事業	
記念品事業	入学式、卒業式での記念品の配布
卒業アルバム	卒業アルバムの制作と配布
■ 広報・管理運営	
保護者懇談会事業	会員と教員の懇談会を年1回オンラインで実施。
広報事業	会報(年2回)の発行、ガイドブックの制作
一般事業	後援会活動の運営(会議運営、発送、情報発信など)

※後援会の各種支援事業は、会員相互の公平性確保のため、申請年度および過去の会費が完納されていることを利用条件としております。会費未納の場合、当該事業の利用はできません。



5 表彰制度

課外活動表彰

本学の学生が課外活動団体(サークル等)及び個人の活動で、各種地区大会において優れた成績をおさめ、全国規模の大会に出場することとなった場合、または全国規模の大会等で優秀な成績をおさめた場合、あるいは文化活動等で顕著な功績があった場合に賞状と奨励金を贈り表彰します。

■ 令和7(2025)年度表彰者・表彰団体

上田グリーン・アクションチーム	上田を拠点に地球温暖化対策に取り組む学生団体。スイス政府及びオーストラリア連邦政府の学生プロジェクトに選出され、大阪・関西万博で国際環境会議を開催するなど、地域から世界へ向けて環境課題の解決に取り組んだ。
都丸 凜帆 さん	第5回全日本マスカシング選手権大会(エリートU-30女子の部)第3位。
川野 響生 さん	長野県陸上競技選手権大会6位入賞、北信越学生陸上競技秋季選手権大会6位入賞。
藤森 夢華 さん	北信越学生アーチェリー個人選手権大会優勝、第63回全日本学生室内アーチェリー個人選手権大会出場。
小島 大知 さん	長野県内の全自治体を対象に高齢者移住の受け入れ状況に関する網羅的な研究を行い、その成果が全国規模の学会誌『社会福祉学』に掲載された。

夢チャレンジ制度

好奇心やチャレンジ精神旺盛な学生のオリジナリティーに富んだ企画の実現を、資金的にバックアップする制度です。「大学時代にこんなことがしてみたい」という夢を企画書にまとめ、審査のうえ採用された学生や団体に対し奨励金が支給されます。

■ 令和7(2025)年度採用テーマ

「はじめの一步」部門(奨励金:最大10万円)
NISAを趣旨にしたボードゲーム
里山の課題を考える3日間の体験合宿型アイデアソンin別所温泉
「長野県産小麦の魅力発信！」 ～県内産小麦を使用したお店を紹介するガイドブックを作りたい！～
「さらなる飛躍」部門(奨励金:最大20万円)
誰もが「地域の記録者」になれる。参加型3Dアーカイブ・プラットフォームの構築
アソビとマナビ
制度では補いきれない地域住民の困りごとを解決したい ～お花し支援プロジェクト～



6 経済支援制度

応急短期貸与

病気や就職活動等で一時的かつ緊急にお金を必要とするとき、長野大学後援会の「応急短期貸付制度」を利用できます。貸付限度額は10万円です。

給付奨学金

経済的な理由等により、修学が困難になった後援会員の世帯に対し、年間授業料の半額を支給する制度です。(家計・学業の基準、支給人数の上限あり)

7 学生の4年間を支える後援会

後援会は、学生の大学生活の様々な場面で、その学びや成長、挑戦を支えています。

1 入学

新しいスタートを応援

入学記念品の贈呈や
学生生活スタートブックの制作を
通じて、新入生の新たなスタートを
応援しています。



2 学ぶ

学びの環境を支える

図書や教育備品の充実、
学修支援などにより、
学生が意欲的に学べる
環境づくりを支えています。



3 活動する

学生の課外活動を応援

サークル活動や大学祭など、
学生の自主的な活動や
仲間との交流を応援しています。



4 挑戦する

新たな挑戦を後押し

海外留学や夢チャレンジ制度など、
学生一人ひとりの「やってみたい」という
気持ちを後押しし、未来への一歩を支え
ています。



5 卒業

門出を祝う

卒業記念品の贈呈や
卒業アルバムの制作を通じて、
かけがえのない学生生活の歩みを振り返り、
新たな門出を祝います。



会員の皆様からお預かりした会費は、
学生一人ひとりの充実した大学生活と成長を支える様々な事業に活用されています。
これからも学生の成長と未来をともに応援していきます。

ご支援に心より感謝申し上げます。

8 学生保険の加入

学生教育研究災害傷害保険制度（略称「学研災」）

本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故保証のため「学生教育研究災害傷害保険制度」の賛助大学となり、安心して教育研究活動ができるよう、全学生が加入しています。

この保険は、「教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合」に補償の対象になります。ただし「病気」はこの対象となりません。

正課(授業等)中、学校行事中、キャンパス内にいる間、課外活動中、通学中に事故が生じた場合には、事故の日時・場所・状況・傷害の程度をすみやかに学生支援担当に報告し、事故通知システムまたはSkett Book から引受保険会社に通知をしてください。

一定期間医療機関に入院・通院した場合に対象となりますので、領収書等はきちんと保管しておいてください。

なお、教育研究活動中及び通学中とは次の場合をいいます。



◀事故通知システム

■学生教育研究災害傷害保険

1 正課中

講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。



①指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。

②指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、又は、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

3 キャンパス内にいる間

1、2、4以外で学校施設内にいる間、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間。



ただし、寄宿舍にいたる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

■通学中等傷害危険担保特約

1 通学中

大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、住居(注1)と学校施設等(注2)(大学の敷地に入るまで)との間を往復する間。



(注1)勤務先を含みます。

(注2)「学校施設等」とは…大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所をいいます。

2 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。



4 課外活動(クラブ活動)中

大学の規則にのっとりた所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。

ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

2 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所の相互間を移動している間。



(1) 死亡保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	1,200万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	600万円

(2) 後遺障害保険金(*1)(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 72万円～1,800万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 36万円～900万円

(*1)死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金のみお支払いします。

(3) 医療保険金(医師の治療を受けた場合)および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数(*2)	医療保険金	+ 入院した場合	入院加算金 (180日程度)
(治療日数1日) から対象	対象外	対象外	1日～ 3日	3,000円		入院1日につき 4,000円 (いずれの活動 種別において も入院1日目 から支払われ ます。)
			4日～ 6日	6,000円		
			7日～ 13日	15,000円		
			14日～ 29日	30,000円		
			30日～ 59日	50,000円		
			60日～ 89日	80,000円		
			90日～119日	110,000円		
			120日～149日	140,000円		
			150日～179日	170,000円		
			180日～269日	200,000円		
正課中・学校行事中	(治療日数4日) 以上が対象	(治療日数14日) 以上が対象	270日～	300,000円		
正課中・学校行事中および課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中			学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間			

(*1)実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

(*2)入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく入院1日目から支払われます。

注意事項

- (1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- (2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- (3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。
- (4) 上記の保険金等について、変更になる場合があります。参考資料としてご確認ください。

学研災付帯賠償責任保険制度(略称「学研賠」)

「学生教育研究災害傷害保険制度」にあわせ、全学生が加入しています。

国内外において、保険期間中に学生(被保険者)が正課、学校行事、課外活動又はその往復により他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われます。保険加入者の私物に対する賠償は対象外となります。

■対象となる活動範囲

長野大学の在學生はAコースとBコースの活動範囲が対象となります。

Aコース 正課、学校行事、課外活動(*1)中及びその往復

Bコース 正課、学校行事、又は課外活動(*1)に位置づけられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復

(*1) 学校の規則に則った所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。

■保険金額(支払限度額) 対人賠償と対物賠償合わせて1事故(*2)につき1億円 免責金額(自己負担額) 0円

(*2) 被保険者1名・1年当たりの支払限度額となります。

■補償の対象となる事故例

実験中 授業での実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。

インターンシップ活動中 大学の承認を受けたインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。

学校行事中 学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒を出してしまい、5人が入院してしまった。

通学中 授業を受けるために自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞆にひかかり、歩行者が転倒。歩行者にケガを負わせてしまった。

9 事務窓口について

事務窓口案内

■教育支援担当 ☎0268-39-0017	履修登録、授業、試験、成績および諸証明書の発行等、教務に関する事務。また、欠席、休学、退学、復学、および卒業に関する事務を取扱う。
■学生支援担当 ☎0268-39-0028	学生証および諸証明書の発行、奨学金、アパート、アルバイト、学生教育研究災害傷害保険、サークル活動、障害学生支援、その他学生生活に関する事務および学生の進路全般と資格取得、就職相談に関する事務を取扱う。
■広報入試担当 ☎0268-39-0020	学生募集広報、入学試験全般に関する事務を取扱う。
■図書館担当 ☎0268-39-0005	図書の貸出・返却、および図書館利用に関する事務を取扱う。
■地域づくり総合センター 担当 ☎0268-39-0007	本学の研究教育活動と地域とを具体的に結ぶ機構としての窓口業務を取扱う。(地域からの依頼、情報の提供、生涯学習講座、市民開放授業、まちなかキャンパスうえだ事業、研究推進など)
■国際交流担当 ☎0268-39-0013	留学生の受入、支援及び海外留学に関する事務を取扱う。
■総務・人事・施設担当 ☎0268-39-0001	[総務・人事担当] 大学全般に関する事務を取扱う。 [施設担当] 大学の施設設備に関する事務を取扱う。
■経営・企画・財務担当 ☎0268-39-0220	[経営・企画担当] 大学全体の経営に関すること、基金管理・寄附の募集に関する事務などを取扱う。 [財務担当] 学費の納入等に関する事務を取扱う。

学生及び保証人の住所等変更 の届出

学生又は保証人が住所・電話番号等を変更した場合は、学生ポータルサイトからすみやかに学生支援担当に届け出るようにしてください。届け出がないと、大学からの緊急連絡ができませんのでご注意ください。

10 令和8(2026)年度 後援会役員名簿

■会長・副会長

会 長（4年生）宮 島 幸 男氏

副 会 長（4年生）金 井 夕 香氏

副 会 長（3年生）唐 澤 大 輔氏

副 会 長（3年生）小 林 正 国氏

副 会 長（2年生）羽 田 徹 也氏

副 会 長（2年生）星 野 郁 夫氏

副 会 長（1年生）櫻 井 卓 朗氏

副 会 長（1年生）田 澤 有 二氏

■評議員及び監事

評 議 員（4年生）上 村 禎 史氏

評 議 員（4年生）大久保 隆 之氏

評 議 員（4年生）柳 澤 一 美氏

評 議 員（3年生）宮 崎 芳 樹氏

評 議 員（3年生）石 井 勇 次氏

評 議 員（2年生）太 田 王 彦氏

評 議 員（2年生）永 井 晃 晃氏

評 議 員（2年生）渡 邊 貴 志氏

評 議 員（1年生）松 澤 宏 宏氏

評 議 員（1年生）賀 川 明 子氏

監 事（3年生）鵜 澤 恵 子氏

監 事（2年生）平 林 由 美氏

11 長野大学後援会 会則

(名 称)		
第 1 条	本会は、長野大学後援会と称する。	
(目 的)		
第 2 条	本会は、長野大学及び大学院（以下「大学」という。）と家庭との緊密な連携の下に学生の修業と人格の陶冶に、より効果的な結実を計り、併せて会員相互の親睦と大学の興隆に寄与することを目的とする。	
(事 業)		
第 3 条	本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。 1 勉学環境の整備などについての助成 2 学生の指導、厚生への協力 3 総会、役員会ならびに大学当局との連絡、懇談会等の開催 4 学生の表彰 5 その他前条の目的達成のため必要と認める事業	
(組 織)		
第 4 条	本会は、本学在学生の父母兄弟その他左記に代わる保証人をもって組織する。また、卒業生の父母兄弟その他左記に代わる保証人も会員になることができる。	
(役 員)		
第 5 条	本会に次の役員をおく。 1 会 長 1 名 2 副会長 7 名 3 評議員 各学年 5 名以内 4 監 事 2 名 5 幹 事 若干名	
(役員の任期)		
第 6 条	役員の任期は子弟の在学期間とする。	
(役員の任務)		
第 7 条	1 会長は本会を代表し、会務を掌理する。 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。 3 評議員は会長の招集により、評議員会を開き会務を審議する。 4 監事は会計の監査にあたる。 5 幹事は会長の指示により、会務会計を処理する。	
(役員の選任)		
第 8 条	1 会長は、評議員会で会員の中から選出する。 2 副会長は、評議員会で該当学年会員の中から選出する。 3 評議員および監事は、総会において該当学年会員の中から選出する。 4 前 1・2 項は、総会で報告しなければならない。 5 幹事は、大学事務局職員の中から会長が委嘱する。	
(支部の設置)		
第 9 条	1 本会に支部を置く。 2 支部の区域は、別に定める。	
(名誉会長)		
第 10 条	本会に名誉会長を置く。名誉会長には長野大学長を推戴する。	
(相談役)		
第 11 条	本会に相談役を置く。相談役はすべての会議に出席して意見を述べるすることができる。 相談役は次の者とする。 1 社会福祉学部長、環境ツーリズム学部長、企業情報学部長、学生支援センター長、事務局局長 2 評議員会の推薦する者	
(総 会)		
第 12 条	総会は毎年 1 回 5 月中に会長が招集して開催する。 但し、会長が必要と認めた時は、評議員会の議を経て、臨時総会を開くことができる。	
(経 費)		
第 13 条	本会の経費は、会員の会費・寄付金・その他をもってあてる。	
(会 費)		
第 14 条	1 会費は年額金 14,000 円とし、毎年 4 月に納入する。 2 卒業生の父母兄弟、保証人の会費は別に定める。	
(会計年度・予算および決算)		
第 15 条	1 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。 2 予算および決算は、評議員会の議決および承認を経、また、決算は監事の監査を経て、会員に報告しなければならない。	
(会則の改正)		
第 16 条	本会則を改正するには、評議員会の議を経て、総会で議決する。	
(事務局)		
第 17 条	本会の事務局は、長野大学事務局におく。	
附 則	本会則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。 本会則は、昭和 49 年 4 月 1 日改正 本会則は、昭和 55 年 4 月 1 日改正 本会則は、昭和 57 年 4 月 1 日改正 本会則は、昭和 63 年 4 月 1 日改正 本会則は、平成 元 年 4 月 1 日改正 本会則は、平成 6 年 4 月 1 日改正 本会則は、平成 8 年 4 月 1 日改正	本会則は、平成 9 年 4 月 1 日改正 本会則は、平成 10 年 4 月 1 日改正 本会則は、平成 11 年 4 月 1 日改正 本会則は、平成 15 年 4 月 1 日改正 本会則は、平成 25 年 4 月 1 日改正 本会則は、令和 元 年 7 月 1 日改正 本会則は、令和 3 年 4 月 1 日改正

長野大学 後援会

後援会会員用
長野大学後援会ガイドブック 2026

発行：長野大学後援会
《事務局 長野大学学生支援担当内》
〒386-1298
長野県上田市下之郷 658 -1
TEL 0268-39-0028（学生支援担当直通）
FAX 0268-39-0004

